

せきおう

石央

公益社団法人 浜田法人会会報



Vol.94

2016 / 9

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

せきおう

石央

Vol.94

2016/9

目次

| | |
|---------------------------|-------|
| ごあいさつ 公益社団法人浜田法人会 会長 岡田久樹 | 3 |
| ごあいさつ 浜田税務署 署長 細川俊行 | 4 |
| 第5回通常総会開催 | 5 |
| 青年部会だより | 6 |
| 女性部会だより | 7 |
| 支部会だより、研修会開催 | 8 |
| お知らせ(厚生委員会、会費改定) | 9 |
| お知らせ(浜田税務署) | 10~12 |
| 言葉から生まれる「良好な人間関係」 | 13 |
| 新会員紹介・活動日誌 | 14 |
| 保険会社からのお知らせ | 15 |
| (裏表紙)特別講演会のおしらせ | 16 |

新会員募集中!

●経営に差がつかます!

企業経営に求められる知識や情報を各種研修会、情報誌、セミナーなどを通じて得られます。

●税の知識が身につきます!

企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら開催する研修会・説明会で学べます。

●人脈がひろがります!

研修会などの各事業に参加することで、様々な業種の経営者と知り合えます。

法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として、約80万社の企業が加入しています。

公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法院等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。



法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
 企業の発展を支援し
 地域の振興に寄与し
 国と社会の繁栄に貢献する
 経営者の団体である

■表紙写真

浜田市街空撮

市役所と浜田川を中心に城山(亀山)から海方面に向かって撮った写真です。(写真提供 浜田一中同窓会)

公益社団法人 浜田法人会 事務局

697-0027 浜田市殿町124-2 浜田商工会議所内3階

TEL 0855-23-8060 FAX 0855-23-8061

HP <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hamada/>



ごあいさつ

公益社団法人 浜田法人会

会長 岡田久樹

公益社団法人「浜田法人会」は、健全な納税者として、よき経営者を目指すものの団体として、法人会の基本的指針である「自己啓発の支援」「納税意識の向上」「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」等、設立の趣旨に基づき、税務行政と地域事業者とのかけ橋として、「税に関する絵ハガキコンクール」をはじめ、租税教室、税金クイズ、各種研修会等、税に関する啓発活動を中心に、公益社団法人の名に恥じない活動を丹念にこなし、年々充実した内容となっています。

日本経済は、これ迄アベノミクスが一定の効果をあげ、緩やかな回復を続けて来ましたが、円安・株高、そして企業収益の改善も、異次元の緩和等金融政策によるところが大きく、国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環による自律的成長には遠く及ばないのが実状であります。その上、経験したことのないマイナス金利は、金融面での副作用が顕在化しはじめ、手段も眼界に近づいた感さえします。

一方、年明けからの中国経済の減速に加え、英国のEU離脱問題を受け、急激な円高・株安が続き、企業収益の下押しリスクも意識されはじめています。

そのような中、「アベノミクスの一層の加速」「消費増税先送り」への国民の信を問うとした参議院選挙では、与党が改選議員の過半数を確保し、大勝したことにより、安部首相はしっかりと内需を下支えできる総合的かつ大胆な経済対策を実施すると強調しました。

「アベノミクス」に対しては一定の評価をしつつも、その政策効果は中小企業には十分浸透しておらず、ましてや高齢化や人口減少、空洞化といった構造的な課題を抱える地方経済は、日々厳しさを増しています。

地方経済と雇用を担う中小企業が活性化しなければ、日本経済の真の再生はできないし、地方創生戦略を絡めた対策や「法人実行税率20%台」の早期実現等、大胆な取り組みが求められるところです。

「税のオピニオンリーダー」として、浜田法人会に対する期待は益々高まるところです。地域にとってなくてはならない組織としてあり続けるためには、女性部、青年部にいたるまで、一層の努力が求められます。会員の皆様のさらなるご理解ご協力をお願いいたします。



ごあいさつ

浜田税務署

署長 細川 俊行

この度、7月の定期人事異動により、浜田税務署長を拝命いたしました細川でございます。前任の深澤署長同様、よろしくお願い申し上げます。

前任地は広島国税局徴収部で、特別整理第二部門の統括国税徴収官として勤務しておりました。私は広島県庄原市の出身でございまして、浜田に対しましては、観光で「しまね海洋館アクアス」、「しまねお魚センター」を訪れ、海水浴と漁業の街との印象を持っていました。浜田はもとより島根県での勤務は今回が初めてとなります。

着任以来、管内を回らせていただきましたが、日本海の青に石州赤瓦のコントラストが映える海岸線の街並みや、素朴な情緒が漂う有福、美又、旭等の温泉街、さらには人情味溢れる方々に接し、どこか懐かしい情景を思い起こさせてくれるこの石見の地で勤務できますことを、大変うれしく思っております。

公益社団法人浜田法人会の皆様方には、平素から円滑な税務行政の運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜っており、この紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

浜田法人会におかれましては、創立以来、長きにわたり、「よき経営者をめざすものの団体」とであると同時に「税のオピニオンリーダー」として、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努められるとともに、地域社会の発展の担い手として社会貢献活動に積極的に取り組まれるなど、幅広い活動を通じて組織の強化と活気あふれる法人会づくりを展開してこられ、着実にその成果を挙げておられるとお聞きしております。

このような活気に満ちあふれた法人会を築き上げられましたのも、岡田会長をはじめとする歴代の役員の方々のご指導の下に、会員の皆様方が一致協力してご尽力された賜物であり、皆様方のご努力、ご熱意に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、なお一層のご発展を遂げられますことを期待して止みません。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や、経済取引のグローバル化やITC化などにより大きく変化しております。

このような状況の下、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入や、税率の引上げが平成31年10月まで延期される見通しとなった改正消費税法など、大きな制度改正も行われております。

私ども税務に携わる者としましては、あらゆる面において柔軟に対応しつつ、納税者の皆様方の視点に立った効率性、透明性の高い行政を推進し、税務行政の不変の目標であります「適正・公平な課税の実現」及び「期限内収納の確保」に向けて最大限の努力を重ねてまいりてまいります。

浜田法人会の皆様方には、税の良き理解者として、納税道義の高揚並びに適正な申告納税制度の確立にご支援をいただいているところですが、どうか今後とも、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、浜田税務署本庁舎の耐震改修工事が本年の10月に終了し、12月初旬に現在の仮庁舎から再度本庁舎に移転する予定でございます。引続き工事期間中は皆様にはご迷惑とご不便をおかけしますが、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、公益社団法人浜田法人会の益々のご発展と会員皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

第5回 通常総会開催



平成28年6月7日に第5回通常総会が浜田ニューキャッスルホテルにおいて、浜田税務署 深澤英雄署長、島根県西部県民センター 吉田稔所長他、多くのご来賓の方々にご臨席をいただき開催されました。(出席会員数68名、委任状389名)

岡田会長のあいさつの後、来賓を紹介。岡田会長が議長となって議事に入り、平成27年度決算報告と会費改定について審議され承認されました。又、事前の理事会で承認された平成27年度事業報告、平成28年度事業計画並びに収支予算について報告を行いました。

続いて功労者表彰式に移り、役員功労表彰、事業参加優良法人表彰等の贈呈が行われました。その後、来賓を代表し、深澤浜田税務署長、吉田西部県民センター所長よりご祝辞をいただき、第5回通常総会は滞りなく終了しました。

受彰者名簿 (順不同・敬称略)

1. 披露

(1) 公益財団法人全国法人会総連合会長表彰

常任理事 森口 裕行 / 理事 今井 久師

(2) 一般社団法人島根県法人会連合会会長表彰

理事 螺山 郁繁

(3) 浜田税務署長表彰

監事 福井 竜夫

2. 役員功労表彰

常任理事 上原 謙二 / 理事 螺山 郁繁 / 理事 岡村 宏

3. 事業参加優良法人表彰

中国ウインドパワー(株) / 日本政策金融公庫浜田支店 / (株)ハゼヤマ / (株)吉寅商店

4. 会員増強表彰

副会長 山口嘉夫

5. 福利厚生制度推進表彰

A I U損害保険(株) 松江支店

平成27年度事業報告、平成27年度決算報告、平成28年度事業計画、平成28年度収支予算等については、浜田法人会のホームページをご覧ください。

活動報告

青年部会だより

第5回年次大会開催

平成28年6月15日ジョイプラザにおいて青年部会第5回年次大会を開催しました。来賓として浜田税務署より深澤署長、雪村法人課税部門統括国税調査官、親会より岡田会長のご臨席を頂き、大崎会長のあいさつの後、平成27年度の事業報告、平成28年度の事業計画の報告を行いました。

年次大会の後は、懇親会を開催し和やかな雰囲気のもと部会員の交流を深めました。



租税教室開催

租税教室開催にあたり、事前に青年部会会員が浜田税務署の租税教室講師研修を受講し、県税の税務職員による松原小学校での租税教室を見学しました。平成28年1月20日瑞穂小学校で山口副部長と町田理事が、21日長浜小学校で金田理事が、29日渡津小学校で佐々木理事が講師となり、出身校での租税教室を開催しました。今年度も児童の皆さんに税の大切さや税の果たす役割を理解していただくことができ、平成27年度は3校4クラスで租税教室を開催することができました。

○先生の感想

税に関してわかりやすく説明して下さり、わからなかった税の事が授業を通してわかったという声が多くあり、小学生のこの時期に税の大切さを学べた貴重な学習となりました。

○児童の感想

租税教室で税のことや税がなくなると苦しい生活になるとわかりました。又、学校にも税が使われていることが分かってよかったです。あらためて、学校の物を大切にしようと思いました。



長浜小学校での租税教室



瑞穂小学校での租税教室

女性部会だより

第5回年次大会開催

平成28年6月23日ホテル松尾において女性部会第5回年次大会が開催されました。来賓として浜田税務署より深澤署長、雪村法人課税部門統括国税調査官、親会より岡田会長のご臨席を頂き、松尾部会長のあいさつの後、平成27年度の事業報告、平成28年度の事業計画の報告を行いました。

年次大会の後は、懇親会を開催し華やかな雰囲気のもと部会員の交流を深めました。



全国女性フォーラム（福島大会）出席

平成28年4月14日、第11回法人会全国女性フォーラム福島大会が郡山市のビッグパレット福島にて開催され、全国から約1,800名、浜田法人会からは2名が参加しました。

大会1部では、地元福島のフリーアナウンサー大和田新氏による「伝わることの大切さ 伝わることのすばらしさ」についての記念講演があり、東日本大震災直後からの福島県の現状をきめ細かく伝えられ、参加者に支援を呼びかけられました。

2部では式典、3部では懇親会があり、全国の女性部会員との交流を図り大いに盛り上がりました。

又、会場内の展示コーナーでは、全国から寄せられた「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品が展示（浜田法人会からは島根県法人会連合会長賞作品「高角小学校 澄田一輝さん作」を展示）され、女性部会での役割を再認識する大会となりました。



支部会だより

支部協議会・支部税務研修会開催

平成27年度支部協議会と支部税務研修会を、1月22日に邑智支部（出席者23名 邑南町商工会）、1月27日に江津支部（出席者28名 江津商工会議所とパレス和光）において開催しました。

支部税務研修会では、浜田税務署の雪村法人課税部門統括国税調査官が講師となり、「マイナンバー制度の最新情報について」という内容を、わかり易く説明頂きました。



邑智支部税務研修会



江津支部税務研修会

研修会開催（公益共催セミナー）

5月12日（木）浜田ニューキャッスルホテルにおいて、A I U損害保険株式会社 リスクコンサルティング部部長 高橋勝 氏を講師にお迎えし、「緊急時における中小企業のリスクマネジメント」という内容の研修会を開催し、会員企業の社員の方を含め39名が受講されました。

今回の研修会は、企業活動に関わる様々なリスクとその対処法を取り上げ、不測事態による損失を未然に防ぎ、また損失を最小限に抑える企業防衛の観点から、リスクマネジメント・危機管理について研修する事を目的として開催しました。



厚生委員会からのお知らせ

日ごろの健康チェックは万全ですか？ 浜田法人会厚生委員会では「人間ドック等(人間ドック、成人病健診、定期健康診断など)」ご利用の会員の方に受診料の補助制度を行っています。但し、他の補助制度との併用申請は対象外とします。

1企業につき年度内1名(5,000円)、人数に限りがありますので先着順での受付といたしております。下記申請書にご記入の上、医療機関の請求書および領収書のコピーを添付してお早めにFAXまたは郵送にてお申し込み下さい。詳しくは浜田法人会事務局までお問い合わせください。

浜田法人会事務局 TEL 0855-23-8060 FAX 0855-23-8061

| 平成28年度 浜田法人会 人間ドック等受診料補助金申請書 | |
|------------------------------|-------------------------|
| 法人名 | |
| 所在地 | |
| 連絡先 | TEL _____ FAX _____ |
| 受診者氏名 | |
| 受診年月日 | 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 |
| 医療機関名 | |
| 振込先 金融機関 | (銀行・信金) _____ 支店 _____ |
| | (普通・当座) No. _____ |
| | 口座名 _____ |

会費改定のお知らせ

第5回通常総会で、浜田法人会年会費を下記のように改定し、平成28年4月1日から適用することが承認されました。

会費額表

| 区別 | 資本金額 | 会費額(年額) |
|------|------------------|---------|
| 正会員 | 500万円以下 | 5,000円 |
| | 500万円超~1000万円以下 | 10,000円 |
| | 1000万円超~3000万円以下 | 14,000円 |
| | 3000万円超~5000万円以下 | 18,000円 |
| | 5000万円超~7000万円以下 | 22,000円 |
| | 7000万円超~ | 25,000円 |
| 賛助会員 | | 5,000円 |

浜田税務署からのお知らせ

平成28年分 年末調整説明会のご案内

平成28年分の年末調整のしかた及び法定調書等の提出方法等について、下記のとおり説明会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

| 開催日 | 開催時間 | 開催場所 | 対象者 |
|-----------|---------------|--------------------------------------|-------------------|
| 11月16日(水) | 13時30分～15時30分 | 地場産業振興センター 3階大会議室 (江津市嘉久志町イ405番地) | 江津市の方 |
| 11月17日(木) | 14時00分～16時00分 | 石央文化ホール 大ホール (浜田市黒川町4175番地) | 浜田市の方 |
| 11月21日(月) | 13時30分～15時30分 | 悠呂ふるさと会館 大ホール (邑智郡川本町大字川本332番地15) | 川本町・美郷町・ 邑南町の方 |

◎ 石央文化ホールにつきましては駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

浜田税務署耐震改修工事完成後の本庁舎への移転について

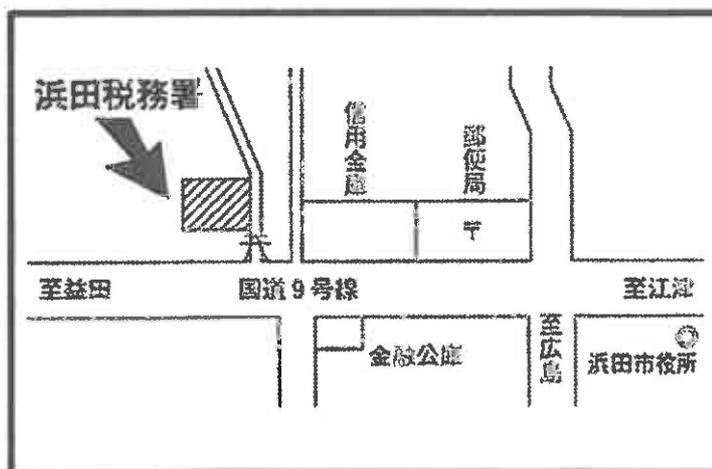
浜田税務署は耐震改修工事完成後、平成28年12月上旬に元の本庁舎へ移転します。

浜田税務署

〒697-8686 (専用郵便番号)

浜田市殿町 1177 番地

電話 (0855) 22-0360(代)



浜田税務署からのお知らせ

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

平成27年4月1日以後に開始される課税期間（個人事業者については原則として平成28年分）から簡易課税制度のみなし仕入率が次のとおり改正されています（改正に伴う経過措置を含め、詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法令の改正等のお知らせ（平成26年4月）」をご覧ください。）。

- 金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率60%⇒50%）
- 不動産業が第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率50%⇒40%）

| 区分 | 卸売業 (第1種事業) | | 小売業 (第2種事業) | | 農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業) | | 飲食店業など (第4種事業) | | 金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業) | | 不動産業 (第6種事業) | | |
|-------------------|----------------|----------|----------------|----------|-----------------------------------|----------|-------------------|----------|---|----------|-----------------|----------|------------|
| みなし仕入率 | 90% | | 80% | | 70% | | 60% | | 50% | | 40% | | |
| 売上に對する 納税額の目安率 | 0.8% | | 1.6% | | 2.4% | | 3.2% | | 4.0% | | 4.8% | | |
| 年間課税 売上高 | 各月 売上高 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 |
| 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| 1,000 | 84 | 8 | 0.7 | 16 | 1.4 | 24 | 2.0 | 32 | 2.7 | 40 | 3.4 | 48 | 4.0 |
| 1,500 | 125 | 12 | 1.0 | 24 | 2.0 | 36 | 3.0 | 48 | 4.0 | 60 | 5.0 | 72 | 6.0 |
| 2,000 | 167 | 16 | 1.4 | 32 | 2.7 | 48 | 4.0 | 64 | 5.4 | 80 | 6.7 | 96 | 8.0 |
| 2,500 | 209 | 20 | 1.7 | 40 | 3.4 | 60 | 5.0 | 80 | 6.7 | 100 | 8.4 | 120 | 10.0 |
| 3,000 | 250 | 24 | 2.0 | 48 | 4.0 | 72 | 6.0 | 96 | 8.0 | 120 | 10.0 | 144 | 12.0 |

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注2) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

個人事業者の方

法人の方

振替納税

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用いただけます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

ダイレクト納付

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム (e-Tax) による電子納税がご利用いただけます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

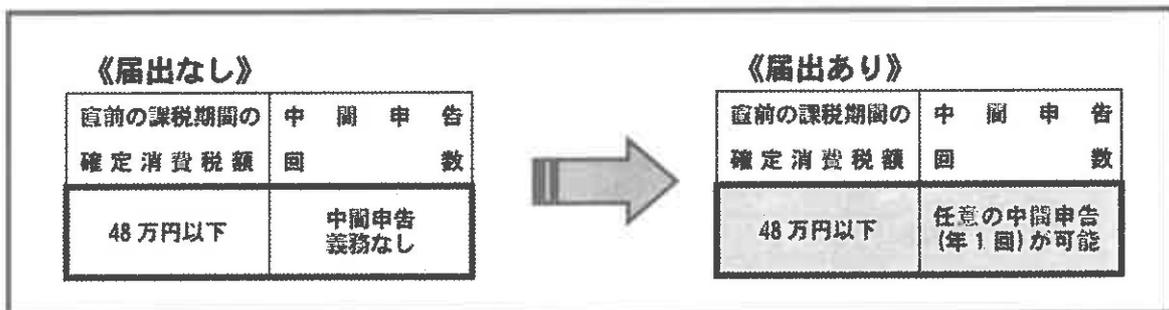
詳しくは e-Tax ホームページ (<http://www.e-Tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

任意の中間申告制度がご利用いただけます！

任意の中間申告制度とは、年に1回の確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付できる制度です。

● 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。この制度をご利用される場合には、自主的に中間申告書を提出しようとする6月中間申告対象期間の末日までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」をご提出ください。



「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) からダウンロードできます。

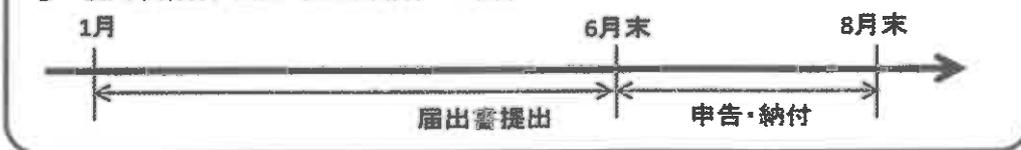
届出書を提出した場合は

1 中間申告と納付について

6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付してください。

※ 申告後、期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 個人事業者、法人（12月決算）の場合



2 中間申告を行わなかった場合には

中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

詳しくは所轄の税務署（管理運営担当）へお問い合わせください。

言葉から生まれる「良好な人間関係」

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆厳しい先輩にも優しい一面が隠されていた

30代になったMさんは、自動車部品メーカーの生産管理部門に配属されて4年。仕事にも慣れて同僚や上司の信望も厚く、将来も嘱望されていた。ただ、できる人間にありがちな傲慢さがないわけではなかった。

半年前、20代後半のAさんが生産現場から異動してきた。現場よりも幅広い視野が求められる。そこはAさんもまだ苦手な部分だった。しかしMさんは、早く成長してほしいという思いから「何も知らないのか」「それじゃ使い物にならないぞ」と厳しい言葉を投げた。Aさんは、ここが頑張りどころと対応したが、なかなかMさんの期待に応えられず、むしろMさんへの嫌悪感が強くなっていった。

そんなMさんだったが、休憩時間にたまたま姿がなかったAさんについて、「あいつは覚えは遅いが熱心な奴だ。時間はかかるかもしれないが戦力になる」と語った。何気なく語られた言葉だったが、それを耳にした仲間は、Mさんにも本当は心優しい部分があるなと思い、Aさんにも伝わった。それを聞いたAさんもまんざらではなかった。そして職場で顔を合わせた時、いつもミケンにしわを寄せていたAさんの表情やまなざしも、やわらかく変わっていった。

◆本人のいないところでの褒め言葉で嫌悪感が消えた

ひょっとしたら関係が悪化したかもしれないMさんとAさんだったが、「本人のいないところで褒める」ということが親密になるきっかけを作った。ここには現代の心理学が認める技法が隠れている。「人は相手が嫌いだから嫌悪の言葉を語るのではない。嫌悪の言葉を語るから相手を嫌いになる」という考え方である。裏返せば、この事例のように「好感の言葉で語るから相手との仲間意識が生まれる」ということ。

もちろん、Mさんがこの技法を知っていたわけではない。職場の仲間も同様だろう。実は、この本人のいないところで褒めることを続けていくと、いつの間にか本人の心の中から嫌な気分が消えていく、心が洗われるという状態になる。指導の時の厳しい言葉だけでは嫌悪感を生んでしまうが、この技法を使うと好感という関係になる。

後輩を指導する際の注意点を相談してきたMさんだったが、このような職場でのエピソードを聞き出して、Mさんの良さを指摘した。今のままでいいよ、と肩を押した。その上で、褒め言葉や好感を感じているという言葉が伝えることができなくても、心の中で唱えることを日常化することでもいい、とヒントを伝えた。

◆言葉以外のメッセージも大事に

職場ではどうしても好きになれない人はいる。それでも、その人の姿を思い浮かべ、長所を見つけて、「あの人のこんなところは良いな」と唱えることはできるはず。発せられた言葉だけではなく、心の中で語る言葉にも、人間関係を悪化させない力があることをぜひ知ってほしい。私たちが毎日交わしている言葉も使い方ひとつで気分も雰囲気も変わる。言葉の魅力であり魔力とも言えよう。だれでもいますぐ実践できるはずだ。

もうひとつ真面目なMさんに、ぜひ身につけてほしいポイントを伝えた。それは言葉だけではなく表情や仕草の大切さ。例えばAさんの熱心さを言葉では語れなくても、うなずきや態度、雰囲気でも伝わることもアドバイスした。良好なコミュニケーションのひとつの法則として理解している人が多いと思う。

【筆者紹介】 柏木 勇一（かしわざい・ゆういち） 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

新会員紹介 (平成28年1月1日～7月31日)

浜田市

太平ビルサービス(株)浜田営業所 北陽ビル管理(株)浜田営業所

邑智郡

駒寿司 ポーラ川本営業所 (有)井上石材 (有)優美 (一社)島根邑智建設業協会

活動日誌

平成28年1月～7月

| | | | | | |
|--------|--|-----|-------|----------------------------------|-----|
| 1月 15日 | 租税教室(浜田市 松原小) | 1名 | 6月 1日 | 県法連総務委員会・理事会 (松江 エクセルホテル東急) | 2名 |
| 20日 | 租税教室(邑南町 瑞穂小) | 2名 | 7日 | 第5回通常総会 457名(委任状含) | 68名 |
| 21日 | 租税教室(浜田市 長浜小) | 2名 | | (浜田 ニューキャッスルホテル) | |
| 22日 | 邑智支部税務研修会・邑智支部協議会 (邑南町商工会) | 23名 | 8日 | 浜田税務署管内租税教育推進協議会定期総会 (浜田合同庁舎) | 1名 |
| 27日 | 江津支部税務研修会(江津商工会議所) 江津支部協議会(江津 パレス和光) | 28名 | 10日 | 県法連税制委員会 (松江 エクセルホテル東急) | 1名 |
| 29日 | 租税教室(江津市 渡津小) | 3名 | 15日 | 青年部会理事会 (浜田 ジョイプラザ) | 7名 |
| 2月 3日 | 確定申告ポスター掲示(浜田駅) | 1名 | | 青年部会第5回年次大会 | 20名 |
| 4日 | 全法連事業研修委員会 (東京 全法連会館) | 1名 | 20日 | 県法連青連協理事会・年次大会 (松江 ホテル白鳥) | 2名 |
| 5日 | 県法連組織委員会(大田 あすてらす) | 1名 | 22日 | 県法連第4 回定時総会 (浜田 ワシントンホテルプラザ) | 14名 |
| 26日 | 正副会長・委員長・総務委員会・部長合 同会議 (浜田 ニューキャッスルホテル) | 11名 | 23日 | 女性部会理事会(浜田 ホテル松尾) | 7名 |
| 3月 4日 | 全法連事務局セミナー (東京 ハイアットリージェンシー) | 1名 | | 女性部会第5回年次大会 | 15名 |
| 11日 | 第14回理事会 (浜田 ニューキャッスルホテル) | 25名 | 28日 | 研修委員会(浜田 オリゾンテ) | 5名 |
| 23日 | 県法連理事会・役員研修会 (浜田 ワシントンホテルプラザ) | 1名 | 29日 | 浜田税務署管内納税貯蓄組合連合会総会 (浜田公民館) | 1名 |
| 24日 | 租税作品合同表彰式第4回実務者会議 (浜田商工会議所) | 5名 | 30日 | 税務協力会通常総会 (浜田 ニューキャッスルホテル) | 1名 |
| 平成28年度 | | | 7月 4日 | 絵はがきコンクール依頼学校訪問 (浜田市・江津市) | 2名 |
| 4月 8日 | 県法連厚生委員会(雲南市 ホテル上代) | 1名 | 5日 | 絵はがきコンクール依頼学校訪問 (邑智郡) | 2名 |
| 14日 | 第11回全国女性フォーラム (福島県郡山市) | 2名 | 6日 | 絵はがきコンクール依頼学校訪問 (浜田市) | 3名 |
| 18日 | 県法連研修委員会 (浜田 ワシントンホテルプラザ) | 1名 | 13日 | 第28回日韓親善協会総会 (浜田 ジョイプラザ) | 1名 |
| 28日 | 監査会(浜田商工会議所) | 3名 | 14日 | 全法連事業研修委員会 (東京 全法連会館) | 1名 |
| 5月 12日 | 正副会長・委員長・総務委員会・部長合 同会議 (浜田 ニューキャッスルホテル) | 10名 | 19日 | 広報委員会(浜田 オリゾンテ) | 4名 |
| | 研修会 | 39名 | 26日 | 江津支部役員会(江津商工会議所) | 10名 |
| | 第15回理事会 | 30名 | | | |
| 16日 | 税制委員会(浜田商工会議所) | 4名 | | | |

経営者が重大疾病にかかった時のそなえを確保

「Jタイプ」
無配当重大疾病保障保険



Jタイプ〔無配当重大疾病保障保険〕は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！

ポイント1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2

万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3

約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成25年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

山陰支社 出雲営業所/出雲市塩冶善行町12番地2(中村ビル3F) TEL 0853-21-4552

F-24-1061(平成25年3月14日)

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る！



AIU損害保険株式会社 松江支店 TEL.0852-26-2781

政府労災の上乗せ補償制度

**アットワーク
ハイパー任意労災**

企業向け第三者賠償保険

**企業賠償保険
STARS(スターズ)**

火災と地震災害に備える

**プロパティガード
+地震対策プラン**

個人情報の漏洩事故対策

**個人情報漏洩
対策プラン**

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも
集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Affac アフラック
[アメリカンファミリー生命保険会社]

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

島根支社

〒690-0003 島根県松江市朝日町498-6 松江駅前第一生命ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

AF法推-2016-0045 7月21日

演題

「どうなる日本」

～政局と今後の経済動向～

講師

時事通信社 特別解説委員

たざき

しろう

田崎 史郎氏

フジテレビ系「めざましテレビ」、TBS系「ひるおび!」、
日本テレビ系「ウェークアップ!ぷらす」などに出演



Profile プロフィール

1950年 6月福井県生まれ。
1973年 中央大学法学部法律学科卒。
時事通信社入社。経済部、浦和支局を経て
1979年 政治部。
1982年 平河(自民党担当)記者クラブで2年9ヶ月間、田中角栄元総理が率いる田中派を担当。
1993年 政治部次長。編集委員、整理部長、編集局次長を経て
2006年 解説委員長。
2010年 定年に伴い、解説委員。
現在、「時事通信社特別解説委員」。

聴講料 無料

Schedule 講演日程

日時 ▶ **平成28年10月12日(水)** 14時30分～16時

場所 ▶ **浜田ニューキャッスルホテル** (浜田市殿町83-124)

TEL0855-23-5880 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

定員 ▶ **150名** どなたでもご聴講頂けます。
事前に「浜田法人会」までFAXでお申し込み下さい。

定員になり次第締め切らせていただきます。定員に達した場合は、その旨を電話にてご連絡させていただきます。

(主催) (公社) 浜田法人会
(共催) 浜田間税会
(後援) 浜田商工会議所

お申込み
問い合わせ先

(公社) 浜田法人会 浜田市殿町124-2
TEL0855-23-8060

公益社団法人 浜田法人会 特別講演会

聴講申込書

FAX
0855-23-8061

事業所名

電話番号

FAX番号

お名前(参加者全員)

※ご記入頂いた個人情報、講演会運営に関してのみに使用します。